

# (別紙1) 無線局免許申請書等に係る目的及び通信事項の区分の見直しの考え方

## 1. 見直しの基本的な考え方

- 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、無線局免許申請書には目的や通信事項等を記載することが必要です。
- 今般、無線局の効率的な監督管理に支障がない範囲でこれらの目的通信及び通信事項の区分を見直すこととしました。

### 目的の見直し

現行の区分を見直した場合でも電波の能率的な利用の確保等に支障を及ぼさないよう、産業、経済活動、国民生活の基盤等の確保に必要な不可欠な無線局の特定に必要な区分や周波数の割当てに必要な不可欠な区分に整理統合することとし、申請審査の基準となる「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」（昭和25年電波監理委員会規則第12号）及び割当てが可能な周波数を示す「周波数割当計画」（平成24年総務省告示第471号）の目的区分に準じて、現在の138区分を9区分に見直します。

### 通信事項の見直し

目的への適合性の確認が必要となる区分、電波利用料の減免の判断又は無線局情報の公表の可否を判断に必要な区分等は維持することとし、現行の通信事項によらなくても無線局の適切な監督が引き続き可能なものは整理統合することとし、現在の221区分を124区分に見直します。

### 見直しによる免許申請業務へのメリット

- 無線局の免許申請業務の効率化  
目的及び通信事項(申請事項)を大幅に簡素化(大きくくり化、目的と通信事項の対応関係を明確化)することで、一覧性が向上し、(特に新規の申請者にとって)申請業務が効率化されます。
- 電波利用の柔軟化  
通信事項の統合に伴い、現在は無線局の通信事項の追加・変更に伴い必要となる電波法第9条第4項又は第17条第1項の許可が不要となるケースが拡大されます。

## 2. 今後のスケジュール

- 平成25年3月上旬 意見募集の結果の公表
- 平成25年3月下旬 改正省令・告示の公布
- 平成26年中 改正省令・告示の施行、改正訓令の公布・施行

- ※ 無線局免許人等への十分な周知期間を確保する観点から、本件関係省令・告示の公布から施行まで1年程度の期間を設ける。
- ※ 施行までに免許を受けた無線局の目的及び通信事項の区分は、免許状の訂正を要しない旨の経過措置を設けて施行する。

# 目的区分の見直しの考え方

# 新目的区分

9区分

# 通信事項区分の見直しの考え方

目的区分ごとに、以下の考え方により必要最小限に区分

# 新通信事項区分

124区分

## 新区分の例

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

- 第3条 電気通信業務用無線局
- 第4条 公共業務用無線局
- 第6条 実験試験局
- 第6条の2 アマチュア局
- 第6条の4 地上一般放送局
- 第7条 簡易無線業務用無線局
- 第8条 その他の一般無線局
- 第5条 漁業用海岸局
- 第5条の2 陸上移動中継局
- 第6条の3 携帯局

- 周波数割当計画
- 電気通信業務用
- 公共業務用
- 放送事業用
- (実験試験の定めなし)
- アマチュア業務用
- 放送用（電波法第26条第2項第5号ロに規定するもの）
- 簡易無線通信業務用
- 一般業務用
- 目的、通信事項、局種との組み合わせで、その形態が「電気通信業務」にも「公共業務」にもなり得ることから、目的としては区分しない。
- 放送用（電波法第26条第2項第5号イに規定するもの）

- 電気通信業務用
- 公共業務用
- 放送事業用
- 実験試験用
- アマチュア業務用
- 一般放送用
- 簡易無線業務用
- 一般業務用
- 基幹放送用  
※ 補足項目として18区分を設ける

- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- 電波監理上、なお利用形態を把握する最小限の区分
- 左記業務への適合性を確認するため、具体的な運用形態の範囲を特定する区分
- 条約で利用方法が決められており、把握を必要とする区分
- 電波利用料の減免を判定する区分
- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- アルゴシステムデータ伝送のみ、世界共通基準であり、個別に区分
- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- 無線局情報の公表レベルを判定する区分
- 電波監理上、なお利用形態を把握する最小限の区分
- 区分不用  
「一般無線通信業務に関する事項」に集約

- 電気通信業務に関する事項  
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項 等
- 公共業務用  
警察事務に関する事項  
消防事務に関する事項  
防災行政事務に関する事項  
無線標識に関する事項  
ガス事業に関する事項 等
- 放送事業用  
放送番組の中継に関する事項 等
- 実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項を除く。）  
アルゴシステムデータ伝送に関する事項 ※ 2区分のみ
- アマチュア業務に関する事項  
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項 ※ 2区分のみ
- 一般放送に関する事項  
エリア放送に関する事項 ※ 2区分のみ
- 簡易な事項 ※ 1区分のみ
- 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項  
ニュースの取材及び速報に関する事項 等
- 自家用の航空関係に関する事項  
海上運送事業に関する事項  
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項 等
- 上記以外の従来の48区分（造船事業に関する事項、金融保険事業に関する事項、サービス事業に関する事項 等）を1区分に集約

基幹放送局の開設の根本的基準

放送用（電波法第26条第2項第5号イに規定するもの）

## 新目的区分

|   | 項目       | CODE |
|---|----------|------|
| 1 | 電気通信業務用  | CCC  |
| 2 | 公共業務用    | PUB  |
| 3 | 放送事業用    | BCS  |
| 4 | 実験試験用    | EXP  |
| 5 | アマチュア業務用 | ATC  |
| 6 | 一般放送用    | BCB  |
| 7 | 簡易無線業務用  | CRA  |
| 8 | 一般業務用    | GEN  |
| 9 | 基幹放送用    | BBC  |

## 新通信事項区分

|    | 項目                               | CODE |
|----|----------------------------------|------|
| 1  | 電気通信業務に関する事項                     | CCC  |
| 2  | 電気通信業務(一般放送利用を含む。)(に関する事項        | CCG  |
| 3  | 電気通信業務(一般放送用のフィードリンクを含む。)(に関する事項 | CCF  |
| 4  | 電気通信事業運営に関する事項                   | CCM  |
| 5  | 国会事務に関する事項                       | GGG  |
| 6  | 防災対策に関する事項                       | DAB  |
| 7  | 警察事務に関する事項                       | GMP  |
| 8  | 道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)   | RDI  |
| 9  | 安全運転支援に関する事項                     | ITS  |
| 10 | 治安維持対策に関する事項                     | TRO  |
| 11 | 電気通信の監理・規律に関する事項                 | GMA  |
| 12 | 標準周波数及び標準時の通報                    | GMS  |
| 13 | 消防事務に関する事項                       | FDA  |
| 14 | 検察事務に関する事項                       | GMK  |
| 15 | 矯正管理に関する事項                       | GMR  |
| 16 | 入国管理に関する事項                       | GME  |
| 17 | 公安調査に関する事項                       | GML  |
| 18 | 外務行政事務に関する事項                     | GMT  |
| 19 | 税関事務に関する事項                       | GMC  |
| 20 | 国税事務に関する事項                       | GMG  |
| 21 | 宇宙開発に関する事項                       | SPA  |
| 22 | 放射能汚染の管理業務に関する事項                 | GKA  |
| 23 | 検疫事務に関する事項                       | GMQ  |
| 24 | 麻薬取締に関する事項                       | GMN  |
| 25 | 水防事務に関する事項                       | RDR  |
| 26 | 水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)    | RDA  |

|    | 項目                         | CODE |
|----|----------------------------|------|
| 27 | 災害対策・水防に関する事項              | DAO  |
| 28 | 放流警報又は霧警報に関する事項            | DFW  |
| 29 | 航空保安事務に関する事項               | ACH  |
| 30 | 無線標識に関する事項                 | ACE  |
| 31 | 航空無線航行に関する事項               | ACF  |
| 32 | 航空交通管制に関する事項               | ACC  |
| 33 | 気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。) | CWR  |
| 34 | 気象警報に関する事項                 | CWB  |
| 35 | 海上保安事務に関する事項               | MSA  |
| 36 | 航路標識に関する事項                 | MSC  |
| 37 | 海上無線航行業務に関する事項             | MSG  |
| 38 | 気象通報に関する事項                 | MSH  |
| 39 | 防衛に関する事項                   | GMD  |
| 40 | 外交に関する事項                   | EMB  |
| 41 | 防災行政事務に関する事項               | DAI  |
| 42 | 公害対策に関する事項                 | KTS  |
| 43 | 土地改良事業に関する事項               | AGG  |
| 44 | 地方行政事務に関する事項               | LGO  |
| 45 | 道路交通情報通信に関する事項             | RDV  |
| 46 | 道路管理に関する事項                 | RDK  |
| 47 | 電気事業に関する事項                 | EPA  |
| 48 | 原子力関係業務に関する事項              | ATO  |
| 49 | ガス事業に関する事項                 | GAS  |
| 50 | 水資源開発に関する事項                | RDC  |
| 51 | 上下水道事業に関する事項               | WRU  |
| 52 | 熱供給事業に関する事項                | HET  |
| 53 | 有線テレビジョン放送事業に関する事項         | BCM  |
| 54 | 列車防護警報に関する事項               | LCQ  |
| 55 | 鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項       | LCL  |
| 56 | 索道用搬機の安全運行に関する事項           | LCA  |
| 57 | 一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項      | LCI  |
| 58 | 赤字に関する事項                   | RXY  |
| 59 | 航路警戒に関する事項                 | HSA  |
| 60 | 港湾管理に関する事項                 | HSM  |
| 61 | 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項        | HEA  |
| 62 | 港務通信に関する事項                 | HST  |
| 63 | 海難救助に関する事項                 | DAF  |
| 64 | 船舶又は航空機の救難に関する事項           | DAH  |
| 65 | 漁業指導監督に関する事項               | FSM  |
| 66 | 宇宙運用業務に関する事項               | SPB  |

|     | 項目   | CODE |
|-----|--|------|
| 67  | 山岳遭難防止及び救助に関する事項                                 | DBA  |
| 68  | 放送番組の中継に関する事項                                    | BCP  |
| 69  | 放送番組素材の中継に関する事項                                  | BCA  |
| 70  | 放送番組の取材等の連絡に関する事項                                | BCG  |
| 71  | 無線設備の監視・制御に関する事項                                 | RCT  |
| 72  | 放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)          | BCS  |
| 73  | 実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。) | EXP  |
| 74  | アルゴシステムデータ伝送に関する事項                               | OTP  |
| 75  | 教育に関する事項   | EDC  |
| 76  | アマチュア業務に関する事項                                    | ATC  |
| 77  | アマチュア業務(人工衛星追跡管制に関する事項                           | ATS  |
| 78  | 一般放送に関する事項                                       | BCB  |
| 79  | エリア放送に関する事項                                      | ABC  |
| 80  | 簡易な事項  | CRA  |
| 81  | 船舶の航行に関する事項                                      | MAA  |
| 82  | 電報の託送に関する事項                                      | TLG  |
| 83  | 浮標の識別に関する事項                                      | MSD  |
| 84  | 浮標の無線標定に関する事項                                    | FSO  |
| 85  | 海上運送事業に関する事項                                     | MCS  |
| 86  | 海洋の観測に関する事項                                      | MCR  |
| 87  | 水先・引き船に関する事項                                     | HSP  |
| 88  | 海上作業に関する事項                                       | MAW  |
| 89  | 海上測量業務に関する事項                                     | MSM  |
| 90  | 港湾運送事業に関する事項                                     | HSW  |
| 91  | 港湾工事に関する事項                                       | HBW  |
| 92  | 漁業通信に関する事項                                       | FSE  |
| 93  | 航空機の運用に関する事項                                     | MMA  |
| 94  | 飛行援助に関する事項                                       | ACB  |
| 95  | 航空機の安全及び運行管理に関する事項                               | ACD  |
| 96  | 自家用の航空関係に関する事項                                   | ACO  |
| 97  | 飛行場における航空機の飛行援助に関する事項                            | ACA  |
| 98  | 飛行場における地上管制に関する事項                                | ACY  |
| 99  | 航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項                          | ACZ  |
| 100 | 航空機の製造修理に関する事項                                   | ACT  |
| 101 | 航空機の修理に関する事項                                     | ACR  |
| 102 | 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項                               | LCT  |
| 103 | 貨物自動車の運行に関する事項                                   | LCK  |
| 104 | 自動車の教習に関する事項                                     | EDT  |
| 105 | 医療業務に関する事項                                       | RXW  |

|     | 項目                                | CODE |
|-----|-----------------------------------|------|
| 106 | 農林業に関する事項                         | AAF  |
| 107 | MCA陸上移動通信に関する事項                   | MCA  |
| 108 | 狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。) | DSR  |
| 109 | 狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項)     | ETC  |
| 110 | 電波利用の適正化のための広報に関する事項              | ATG  |
| 111 | 地震又は火山噴火予知観測に関する事項                | SEE  |
| 112 | 気象・動体の観測データの伝送に関する事項              | OTT  |
| 113 | 地域振興に関する事項                        | LAO  |
| 114 | スポーツ・レジャーに関する事項                   | SRD  |
| 115 | 労働基準監督に関する事項                      | GMJ  |
| 116 | ニュースの取材及び速報に関する事項                 | NPW  |
| 117 | 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項               | LCM  |
| 118 | 警備保障業務に関する事項                      | PTG  |
| 119 | 侵入検知に関する事項                        | PTI  |
| 120 | 災厄防止に関する事項                        | PTH  |
| 121 | 無線標定に関する事項                        | OTG  |
| 122 | 音響に関する事項                          | OTO  |
| 123 | 本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項            | TKK  |
| 124 | 一般業務用通信に関する事項                     | GEN  |